

原料原産地表示に係る食品表示基準改正（案）に対する パブリックコメントへの意見

団 体 名：一般社団法人 全国削節工業協会

住 所：〒135-0016 東京都江東区東陽 5-29-47 サンフィールドビル 2F

連 絡 先：03-5690-1601

メールアドレス：zensaku@mx3.alpha-web.ne.jp

1. 義務表示の対象について

今回提示の食品表示基準改正（案）は始めに全ての加工食品を義務対象としたことにより、消費者にとっては分かりにくく、また、事業者には表示を困難とさせ、両者にとってメリットのないものとなっています。

新たな原料原産地表示を制度化するのであれば、消費者が求めている原料原産地表示とその実行可能性の議論をしっかりとすべきであったと考えます。この論議がされず、全ての加工食品への表示を義務化することは、消費者を惑わせるとともに、事業者には表示の困難性による意図しない表示ミス発生が懸念されます。義務対象については表示の実行可能性についてパブリックコメントの意見を踏まえ、再度論議すべきと考えます。

2. 経過措置期間について

平成27年4月の食品表示基準の施行により当協会の事業者は食品表示基準に則した包材に切り替えを順次進めているところですが、今回の原料原産地表示に係る改正により全ての包材を再度切り替える必要が生じました。削りぶし業界においては魚種別、製法別、形状別、使用方法別、内容量別と多岐に亘る包材が用いられています。豊富な商品数ゆえ一商品の製造数が限られ、特に中小事業者ではほとんどの包材を長期間使用しているのが実態です。また、多種多様な製品の原料原産地表示に対応するには、過去に使用した原料実績の調査が必要となり、それには膨大な作業が必要となり、卸、原料メーカーの協力も必要になります。それらの作業と併せて新たな包材の手配を行いますが、中小事業者の少量発注では包材メーカーの早急な対応が得られにくいことから、平成32年3月までの2年間では中小事業者の対応はほぼ絶望的です。

既存包材を廃棄物とせず有効に活用するため、また原料原産地表示への対応に必要な時間を考えると、施行後最低でも5年以上の経過措置期間が必要と考えます。

また、今回の改正により、多くの食品事業者からの包材の発注が経過措置期間の後半に集中すると考えられ、包材メーカーの対応も困難となることから、食品表示基準の経過措置期間も原料原産地表示の経過措置期間と合わせて延長することを要望します。

3. 可能性表示及び大括り表示を認める要件について

今回の改正基準案における可能性表示及び大括り表示を認める要件では、過去実績について3年以上前の情報は使用不可とされていることから、新たに作成した包材も包材作成期間を考慮すると1年半しか使用できません。特に小規模な削りぶし事業者ではほとんどの包材が1, 2年では使用しきれないのが実状であるため包材の大量廃棄につながる可能性が高く、事業者に多大の負担がかかります。そのため過去実績の「3年以上前の情報は使用不可」という期限の延長を希望します。

4. 原料原産地表示違反に係る指示、指導及び公表の運用について

現行指針では表示に軽微な間違いがあった場合でも、現実的には直ちに事業者は自主回収を行わざるを得ない実態にあります。また、今回の食品表示基準改正（案）で、当協会の商品である削りぶしの表示は、現行の国名表示から「〇〇製造」と変更されますが、現行の原料原産地表示対象の22食品群と4品目については「現行どおり」とされており、小規模の削りぶし事業者では情報や理解の不足から、現行の表示を続けるところや表示ミスをするといったことが懸念されます。そのため、表示に誤りがあっても、直ちに表示の修正や商品の撤去及び事業者の公表を求めない等の弾力的運用を検討願います。

5. 原料原産地表示の中小事業者への周知について

今回の改正で、削りぶしの包材は全て修正することが求められます。中小の削りぶし事業者においては、この原料原産地表示の内容が難しく十分理解されていないのが実態です。そのため、制度実施にあたり混乱のないように制度の周知を丁寧に行うことが必要です。周知については、地域別、業種別の説明会の開催や業種別の分かりやすいQ&Aやパンフレットの整備、地域毎に行政の相談窓口の設置をお願いいたします。